

# 兵庫県公報

平成25年6月28日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告示	ページ
○平成18年兵庫県告示第963号（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）の一部改正（温暖化対策課）	1

## 告示

### 兵庫県告示第943号

平成18年兵庫県告示第963号（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）の一部を次のように改正する。  
平成25年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

第2の2(2)中「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（試案）」（平成15年7月環境省作成、平成17年7月一部改訂）」を「報告時点で最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省、経済産業省）」に改める。

第2の3(2)中「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第一約束期間の最終年度である平成24年度」を「平成27年度」に改める。

別表1中

「

7 県内のプロジェクトで創出されたクレジット	1 国内クレジット制度により兵庫県内で創出された国内クレジットの購入 2 オフセット・クレジット（J-V E R）制度により兵庫県内で創出されたオフセット・クレジットの購入 3 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該電力量に一般電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定された二酸化炭素の排出削減量とする。 4 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定された二酸化炭素の削減量とする。 5 1から4において、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。 6 事業所内において1から4のクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。
------------------------	---

を

「

7 県内のプロジェクトで創出されたクレジット	1 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジットの購入 2 国内クレジット制度により兵庫県内で創出された国内クレジットの購入 3 オフセット・クレジット（J-V E R）制度により兵庫県内で創出されたオフセット・クレジットの購入
------------------------	---

	<p>4 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該電力量に一般電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定された二酸化炭素の排出削減量とする。</p> <p>5 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定された二酸化炭素の削減量とする。</p> <p>6 1から5において、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。</p> <p>7 事業所内において1から5のクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。</p>
--	---

に、「財団法人ひょうご環境創造協会」を「公益財団法人ひょうご環境創造協会」に改める。

別表 2 中

<p>2 県内のプロジェクトで創出されたクレジット</p>	<p>1 国内クレジット制度により兵庫県内で創出された国内クレジットの購入</p> <p>2 オフセット・クレジット（J-V E R）制度により兵庫県内で創出されたオフセット・クレジットの購入</p> <p>3 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該電力量に一般電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定された二酸化炭素の排出削減量とする。</p> <p>4 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定された二酸化炭素の削減量とする。</p> <p>5 1から4において、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。</p> <p>6 事業所内において1から4のクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。</p>
-------------------------------	--

を

<p>2 県内のプロジェクトで創出されたクレジット</p>	<p>1 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジットの購入</p> <p>2 国内クレジット制度により兵庫県内で創出された国内クレジットの購入</p> <p>3 オフセット・クレジット（J-V E R）制度により兵庫県内で創出されたオフセット・クレジットの購入</p> <p>4 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該電力量に一般電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定された二酸化炭素の排出削減量とする。</p>
-------------------------------	--

- 5 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。）の購入  
ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定された二酸化炭素の削減量とする。
- 6 1 から 5 において、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。
- 7 事業所内において 1 から 5 のクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。

に、「財団法人ひょうご環境創造協会」を「公益財団法人ひょうご環境創造協会」に改める。

様式第 1 号から様式第 2 号までの規定中「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」を「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に、「平成24年度」を「平成27年度」に改める。

様式第 3 号から様式第 4 号までの規定中「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」を「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に、「平成24年度」を「平成27年度」に、

「

国内クレジット				
---------	--	--	--	--

」

を

「

J-クレジット				
国内クレジット				

」

に改める。